

イギリス就学前教育におけるSafeguard概念：  
Early Years Foundation Stage 2012、2014改定を手がかりに

猪熊弘子\*

The concept of “Safeguard” in Early Childhood  
Education and Care in England:  
Focusing on the revision of Early Years Foundation Stage 2012 and 2014

INOKUMA Hiroko

Abstract

This paper focuses on the concept of “Safeguard” in Early Childhood Education and Care in England. It examines the background of Safeguard's construction based on documents and laws published by the Government of England and Ofsted. In particular, we clarify the transition of Safeguard up to EYFS2014. As education and welfare merge, we consider the significance of the Safeguard concept necessary for both childcare and education. The concept of Safeguard for children in the UK had started with general child welfare at first, but after ECM (Every Child Matters) was announced, the target was changed to “all children”. It became clear that notion of Safeguard was permeated deeply in British ECEC as an important concept included in the curriculum and laws.

Keywords : Safeguard, ECEC (Early Childhood Education and Care), Ofsted,  
EYFS (Early Years Foundation Stage), Safety

1. 問題の所在と先行研究

(1) 問題の所在

日本においては保育所・幼稚園は保育・教育を行う場所であると同時に子どもにとって極めて安全な場所である。しかしながら、これまで保育所・幼稚園においてたびたび死亡事故や後遺症が残るような重大事故のほか、保育者による性的虐待や暴行事件さえ起きているのが現実である。そういったあつてはならない重大事故や事件を防ぎ、いかに子どもの命を守るかということが園においては常に大きな課題となっている。児童福祉法に基づく「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」には保育所の面積基準、保育者の配置基準、建物の耐火基準等が定められているほか、「幼稚園設置基準」には幼稚園職員の資格基準や学級編制、必要な設備に関する基準が定められている。さらに保育における安全については『保育所保育指針』（2017）「第3章健康及び安全」において「保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる」（2017：50）と明記されているほか、『幼稚園教育要領』（2017）には「健康及び安全」の章や福祉的な視点が含まれる「養護」の項目が存在しないものの、2017年の告示による改訂で初めて「幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主體的な活動を大切にしつつ、

---

キーワード：Safeguard、就学前教育、Ofsted、EYFS、安全

\*2017年度生 保育児童学領域専攻

園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと」(2017:7) という安全についての具体的な記載が加わった。

これは、園生活における子どもの健康と安全に対する意識が社会の中で急激に高まってきたことが大きく影響していると考えられる。2009年に厚生労働省が初めて国内の保育施設における重大事故の調査報告「保育施設における事故報告集計」(厚生労働省 2009) を発表して以来、この調査報告は毎年行われるようになり、2015年からは「子ども・子育て支援新制度」の導入と同時に新制度に基づいて運営されている施設で発生した重大事故の自治体への報告と第三者による検証委員会の開催が義務付けられ、「保育・教育施設における事故報告集計」として内閣府から調査報告が行われている<sup>1</sup>。しかし『保育所保育指針』『幼稚園教育要領』の法的拘束力は弱く、日本においては就学前教育施設における子どもの安全を守るための法的な根拠は存在していないに等しいともいえる。

日本と対比的なのが世界でも最も古い児童保護の歴史を持つイギリス<sup>2</sup>である。イギリスでは保育所・幼稚園などすべての就学前教育施設およびチャイルドマインダーなど個人の保育者に遵守が義務付けられている統一した法令・カリキュラムEarly Years Foundation Stage (以後、EYFSと略) があり、その中にSafeguard and Welfareの項目が設けられている。つまり就学前の子どもたちに対して教育、保育の区分なく、また施設型か個人かの保育形態による区別もなく、すべての就学前教育に安全と福祉の視点を持つことが義務付けられているのである。Safeguardは「人々を危害、リスクあるいは危険から守る (protect) ためにデザインされた何らかのもの」という意味であり<sup>3</sup>、同じ「保護」の意味を持つProtectionよりも大きな概念である。イギリスで1884年からの長い歴史を持つ「全英児童虐待防止協会」(National Society for the Prevention of Cruelty to Children, 略称 NSPCC) のサイトではSafeguardingとは「子どもの福祉を促進し、子どもを危害から保護するために取られる行動」であり、「子どもの保護 (protection) は、保護 (safeguarding) プロセスの一部である」と定義付けられている<sup>4</sup>。

そこで、本稿ではイギリスの就学前教育におけるSafeguard<sup>5</sup>概念に着目し、主にイギリス政府、特にOfsted (教育保育水準監査局) が発表した文書や政府が定めた法令を元に、それらが構築された背景について、およびEYFS2008から2014までの改訂におけるSafeguardの変遷に関して明らかにしたい。そのことによって教育と福祉との融合の中で保育・教育どちらにも必要なSafeguard概念の意義について考察するものとする。

## (2) 先行研究

日本におけるイギリスの就学前の子どもSafeguard概念に関する先行研究としては、就学前教育、および児童福祉の両面からのものがある。就学前教育については、埋橋 (2014) がEYFS (2012) 第3章「安全基準と福祉」を抄訳する際に「デイケアの場 (個人宅施設等) において放置や怠慢、虐待など乳幼児の不適切な取り扱いを防止するという、児童保護の観点から法律による規制が始まったのは1948年の保育室及びチャイルドマインダー規制法 (Nurseries and Child minders Regulation Act) 制定にさかのぼる」(2014:38) と述べている。児童福祉については、神山 (2013) がイギリスにおける「子ども保護 (Child Protection)」と「安全保護 (Children Safeguarding)」の用語の持つ意味の差違について、2010年に出された“*Working Together to Safeguarding Children*”にある用語解説Department for Children, School and Families 2010:27) から、「チャイルド・プロテクションは『虐待やネグレクトで子どもに重大な危険が生じる、又は生じる恐れのあると認められる子どもへの保護のプロセス』であり、「チルドレン・セーフガーディングは『虐待やネグレクトから子どもを守り、子どもの健康を促進し成長の悪化を予防するプロセス』」と解説した上で、チャイルド・プロテクションは「主に複雑で危機的なニーズの対応」であり、チルドレン・セーフガーディングは「普遍的で予防的なニーズも含んだ対応といえるのではないか」と述べている (神山2013:25)。しかし、イギリスにおける就学前教育と児童保護の融合、すなわち分断されがちな教育と福祉の融合という視点からの研究が乏しいことから、本稿では特にそれらが融合された象徴でもあるEYFSについて分析を行うこととした。

## 2. イギリス就学前教育におけるSafeguard概念の変遷

## (1) イギリスにおける子どものSafeguardをめぐる歴史

イギリスでは1884年に世界初の子どものSafeguardのための慈善団体「全国児童虐待防止協会」(National Society for the Prevention of Cruelty to Children, NSPCC) が創設され、現在まで継続している。表1はNSPCC創設以降、特に就学前教育に着目して構成したイギリスにおける子どものSafeguardの歴史である。

表1 イギリスにおける子どものSafeguardの歴史

1884年	全国児童虐待防止協会 (National Society for the Prevention of Cruelty to Children, NSPCC)
1889年	児童虐待防止 (保護) 法 (Prevention of Cruelty to children Act)
*1948年	保育所及びチャイルド minder 法 (The Nurseries and Childminders Regulation Act) 成立
*1968年	改正保育所及びチャイルド minder 法 (The Nurseries and Childminders Regulation Act)
1969年	児童少年法制定
●1973年	マリア・コルウェル (Maria Colwall) 事件
*1974年	チャイルド minder の実態調査
1975年	児童法
1979年	保守党サッチャー政権スタート
1980年	児童ケア法
1987年	白書「児童ケアと家族サービスに関する法」
●1988年	クリーブランド事件の調査委員会設置
1989年11月16日	児童法 (新児童法) (The Children Act)
1991年	『ワーキング・トゥギャザー (児童虐待防止のための協働)』 (Working Together to Safeguard Children)
1991年10月	児童法 (新児童法) 制定。国連児童の権利条約批准。
1997年5月	労働党ブレア政権スタート
*1998年	国家チャイルドケア戦略 (The National Childcare Strategy)
*1999年1月	シュア・スタート開始。
*2000年	ケア基準法
●2000年	ビクトリア・クリンビエ事件
2002年	犯罪記録管理局
●2003年	ビクトリア・クリンビエ事件の報告書『レーミング報告』(Laming report)
2003年	政策提言書『どの子どももみな大切 (Every Child Matters = ECM)』発表
*2003年	8歳以下の保育とチャイルド minder ングの国家基準 (National standards for under 8 s day care and childminding)
2004年	児童法改正
2006年	児童ケア法 (The Childcare Act)。幼保一元化が実現。
2007年5月	ブレア退陣、ブラウン政権
*2008年版EYFS	
2010年	子どもの貧困法 (Child Poverty Act)
2010年	労働党敗退、連立政権誕生
*2011年	EYFSに対するティッケル・レポート
*2011年	教育省「児童保護に関するムンロー・レビュー」(The Munro review of child protection) 発表
*2011年	Ofsted「死亡事故および(あるいは)重大な事故について、Ofstedと地方の児童保護機関に対していつ、どのように報告するかに関する認可幼児教育および保育事業者のための報告書」 (Ofsted 2011)
*2012年	Ofsted 法令遵守、査察、執行に関するハンドブック (The compliance, investigation and enforcement handbook)
*2012年	EYFS2012年版
*2014年	EYFS2014年版
*2016年	教育現場で子どもを守る (Keeping Children Safe in Education) 策定
*2017年	EYFS2017年版

(山田2007およびイギリス政府資料を参考に筆者作成、年代前の記号は\* = 就学前教育関連、● = 虐待などの事件とその関連事項を表す)

## (2) ECMが変えた就学前教育におけるSafeguard概念

1989年11月16日、児童法（新児童法）（The Children Act）が制定され<sup>7</sup>、イギリス国内の子どものSafeguard機能は急激に進んだ。そのひとつが、1989年児童法の「実践のガイドライン（指針や具体的手続きを示したものである『ワーキング・トゥギャザー（児童虐待防止のための協働）』（Working Together to Safeguard Children）が1991年に政府により刊行された」（櫻谷 2009：35）ことである。また、1991年10月には「児童法（新児童法）が施行され、また国連児童の権利条約の批准も行われたほか、翌1992年には教育水準監査局Ofsted<sup>8</sup>が創設された（梶・Hevey 2015）。

1997年5月にブレア政権がスタートすると、主に貧困対策という側面から子どものSafeguard機能整備が進められていく。1998年には国家チャイルドケア戦略（The National Childcare Strategy）が定められ、社会保障庁の緑書『チルドレン・ファースト：児童のための新たなアプローチ（Children First: A New Approach to Child Support）』が発表された。1999年1月にはブレア政権下最大の子どもの貧困対策である「シユア・スタート」が開始され、2000年にはケア基準法が制定された。ここでは8歳未満の子どもに対する保育とチャイルドマインディングの基準、すなわちイギリスの幼児教育・保育の基準が定められたのである。そしてこれを根拠に1989年児童法を修正し、新たに「パートXA」を加えた。このことにより「Ofstedには、新たにチャイルドケア（保育）に対する規制者としての役割が付与」（梶・Hevey 2015：140）された。地方当局は「管轄区域の親に対してあらゆる子ども関連サービスの情報提供を確実に行う法的義務を負った」（梶・Hevey 2015：139）など、就学前教育におけるSafeguardの法的な責任が確実に構築されたのである。

このように就学前教育におけるSafeguardシステムが徐々に構築されていく中で2000年に起きたのが、アフリカ出身の8歳の少女が全身に128カ所もの傷を残す激しい虐待を受けて亡くなった「ビクトリア・クリンビエ事件」である。事件当時、イギリスで保育士として働いていた日本人ジャーナリストのブレイディは、この事件と幼児教育改革との関連について次のように指摘している。

（ビクトリアは）コートジボワール出身の移民の子どもだったんですが、行政や警察や病院、ソーシャルワーカーも虐待されている事実を知って、介入していたんですが、結局是最悪の結果になりました。この事件をきっかけに政府は幼児教育改革に本気で取り組みはじめました。（ブレイディ・猪熊 2016：3）

事実、この事件への猛省からイギリスでは就学前教育におけるSafeguardについて本格的に取り組むようになった。2002年には犯罪記録管理局が開設され、子どもに関わる専門職に就こうとする者の犯罪歴の有無の確認が厳しくなった。これは現在も「就業禁止者開示サービス」（DBS）として、幼児教育・保育施設での子どものSafeguardの上では極めて重要な役割を果たしている（梶・Hevey 2015：141）。2003年にはビクトリア・クリンビエ事件に関する調査委員会の報告書『レーミング報告』（Laming report）<sup>9</sup>が発表され、同2003年には政府の政策提言書『どの子どももみな大切（Every Child Matters=ECM）』が発行された。Hevey（梶 2015）はECMの目標について以下のように示している。

- ・ Be Healthy 健康であること
- ・ Safety Safe 安全が守られていること
- ・ Enjoy and Achieve 楽しみ、達成すること
- ・ Have economic security (Linked to anti- poverty strategy) 経済的に安定していること（貧困撲滅戦略と連結）
- ・ Make a positive contribution to society 社会に貢献すること

（出典：梶・Hevey 2015：142）

これら5つの目標（outcome）を達成するために、ECMはあらゆる年齢のすべての子どもを例外なく対象とする社会サービスを統合したシステムの確立を目指し（堀 2011）、このECMの内容は2004年の「児童法」改正にも反映された（神山 2013）。

2006年には「児童ケア法」（The Childcare Act）が制定され、イギリスで初めて就学前教育の一元化が実現し

た。この2006年の児童ケア法では「第1条において、地方当局に、学齢未満の子どもの『ウェルビーイング』(wellbeing)の増進及び格差縮小の責任を負わせた。続く第2章で、ウェルビーイングの範疇に、子どもの教育、トレーニング、レクリエーションを含めた。保育内容に関しても、第39条において国定カリキュラム「乳幼児期基礎段階」(Early Years Foundation Stage、略称EYFS)の導入を宣言した」(榑 2014: 51-52)。このことがさらなる変革をもたらすこととなる。

## 2. EYFSにおけるSafeguard概念の変遷

EYFSは0～5歳の幼児教育のナショナル・カリキュラムであり、同時に法令である。EYFSは2008年に定められた後、2012、2014、2017年と現在までに三度の改訂を経て現在まで続いている。本稿ではEYFSの中の「保護と福祉」(Safeguard and Welfare)に焦点を当て、2008年の成立時と特に重要な2012年、2014年における改訂について分析する。

### (1) 2008年版EYFSにおけるSafeguard概念

2008年版EYFS (EYFS2008)は「百十数ページに及ぶボリュームがあり、保育従事者と家庭に対する啓蒙を目的として、補助資料のDVDやポスター、カードなどが配布され、インターネットでも提供された」(埋橋 2014b: 16)。現在もイギリス国立公文書館(The National Archives)からポスターやカード、教師用ガイダンス、法令枠組みの解説書がすべて含まれたフォルダごとダウンロードできる。

まずEYFS法令枠組み2008の中に示されたカリキュラムと法令のうち、特にSafeguardの部分に焦点を当てて解説する。EYFS2008は、第1章イントロダクション、第2章 学びと発達の必須要件、第3章 福祉の必須要件、第4章 その他の情報の4章から成り立っている。そのうち第3章 福祉の必須要件の中には「事業者は子どもの保護と福祉の促進のために必要な措置を取らなければならない」として、「事業者は子どもの世話をする人、あるいは子どもたちに監視されずに近づく人を確実にふさわしい人にしなければならない」「屋外、室内のスペース、家具、設備、玩具は安全で、目的にあっているものでなければならない」など大まかな柱が定められている。

すでに2001年には「デイケア機関等への査察の責任が地方自治体からOfstedに移され」(埋橋2014 a: 39)しており、EYFS2008では事業者が守らなければならない細かな規則が設けられていることが大きな特徴である。しかしSafeguardに関する部分はコラムとして別立てにしてまとめてあり、概念が十分に整理されているとはいえない。

### (2) 2012年版EYFSにおけるSafeguard概念

石黒(2012)によれば、EYFS2008は当初から、2年後から内容の見直しを行うことを定めており、2010年には当時子ども家庭大臣であったサラ・ティーチャーが見直しを指示、クレア・ティッケルを代表とする委員会が2011年3月にEYFS2008に関する報告書『乳幼児期：人生、健康、学数のための基礎』(The Early Years: Foundations for life, health and learning)と、保育者等へのアンケートにより作成した『エビデンスに基づいた報告書』(The Early Years Foundation Stage: Review report on the evidence)という2つの報告書があげられた(石黒 2012: 93-94)。2010年には労働党政権から保守党連立政権になるという政治的大変化を経て2012年3月には2012年版EYFS (EYFS2012)が発行された。EYFS2012は2008年版に比べて「四分の一程度に減らされ」(埋橋2013: 160)だが、それはティッケルが「EYFS (2008)の果たした役割は大きいことを認めつつも、分量の長大さと求められるペーパーワークが現場の保育者の負担を過重なものになっていることを危惧し、EYFS本来の目的を損なうことなく保育者の負担を軽くすることを重視した」(埋橋2013: 160)ためであったとされる。そしてEYFS2008で初めて「Safeguardの重要性を強調するために、福祉の必須要件は今後、保護と福祉の必須要件(The Safeguarding And Welfare Requirements)とする」(Department for Education UK 2012: 2)と定められた。以下はその変更点である。

1. 児童保護：改訂版のEYFSには虐待やネグレクトのサインかもしれない大人の態度の例についても含まれ

ている。もし何かそれらのサインに気付いたら、スタッフは子どものsafeguardのために適切に応答しなければならない。

2. EYFSはsafeguardの方針と手順として施設内での携帯電話とカメラの使用を対象にしなければならないことを求めている。
3. ふさわしい人：事業者が施設長にふさわしいかどうかチェックする必要を簡素化している。2012年9月からは、事業者はマネージャーの犯罪記録開示を入手する責任があることになるだろう。現在はOfstedがそれらの開示を入手している。
4. スタッフの資格、訓練、サポート、スキル：必須要件はスタッフの管理に関することとされるであろう。事業者はスタッフにコーチング、訓練、相互支援、チームワーク、一連の進歩、センシティブな問題については内密の会議を行わなければならない。
5. チャイルドマインダーの必須要件としてEYFSにおける完全な訓練が強化されている。チャイルドマインダーはOfstedに登録する前に完全な訓練を求められる。
6. スタッフと子どもの配置割合：異年齢の子どもの世話をしているチャイルドマインダーのスタッフと子どもの配置割合は例外かもしれないという状況説明がある。
7. 安全で適切な施設、環境、設備：リスクアセスメントに関する必須要件は、事業者がリスクアセスメントを記録しておく必要があるかどうか判断するようはっきりと調整された。(Department for Education UK 2012: 2)

このことからEYFS2012において初めてイギリスの就学前教育の中でSafeguardの重要性が確立されたといえる。

### (3) 2014年再改訂EYFSにおけるSafeguard概念

2014年9月にEYFS再改訂版(2014年版EYFS=EYFS2014)が施行された。改訂に先立ち、イギリスで最も歴史ある保育雑誌のオンライン版*Nursery World*に掲載された記事「改訂EYFS：変更についてのガイド」(Roberts 2014)によれば「(再改訂版における)主な修正は保護(Safeguard)と福祉に関する必須要件についてであり、いくつかは削除された。しかし学びと発達に関する面については大きな変更はない」とされている。「保護と福祉に関する必須要件」における具体的な変更とは、2006年に制定された「脆弱なグループの保護法」に基づいて事業者の責任が拡大され、子どもに害を与えるリスクがある心配があることから、DBSに照会してスタッフのメンバーが解雇されていないか調べる義務があるとされたこと、また問題があって資格を剥奪された人の生活について明らかにすることを強化したという2点である。

EYFS2014改訂の詳細についてはイギリス政府の外郭団体である4 Childrenが運営するサイトFamilies in the Foundation Yearsの中で法令の変更についてEYFS2012と一文ずつ比較して示している(Families in the Foundation Years 2014)。それによれば、「学びと発達に関する必須要件」については変更が無い。ほかに新たに付け加えられたSummary Pageの中でチャイルドマインダー組織について法令に組み込まれることが明記された点、休日保育についても新たに法令が加えられた点、「発達チェックの情報」について進化を促進するように文言が変更された点の3つが変更されている。ほかに38カ所の変更点があるがそれらはすべてが「保護と福祉の必須要件」に関するものである。

2012から2014への変更か所をひとつずつ見ていくと、厳格化されたわけではなく、むしろ簡素化、簡略化されていることがわかる。たとえば「施設(p.25)3条59項」についてEYFS2014では「文言を削除し、トイレと洗面所の数については言及しないこととする」とあるが、EYFS2012においては「子ども10人につき1個のトイレと洗面所」として数が定められおり、EYFS2014で要件が緩和されたと考えることもできる。ただし、EYFS2014においては、チャイルドマインダーやチャイルドマインダー組織も規制の対象に加えられたことは逆に厳格化ともいえる。したがってカリキュラムの中に非常に細部に渡ってSafeguardの概念が組み込まれていることには大きな意味があるといえるだろう。

### 3. 結論と考察

以上、2008年版EYFSではSafeguardの概念は条文に加えられておらず、あくまでもThe welfare requirements (福祉的な要求) に含まれるに留まったが、2011年Action for Childrenの代表者クレア・ティッケルのレポートにより初めて「福祉」の項目が加えられ、EYFS2012へとつながったことがわかった。さらに就学前教施設での事故に対する対策も整備されつつあり、2011年にはOfsted「死亡事故および(あるいは)重大な事故について、Ofstedと地方の児童保護機関に対していつ、どのように報告するかに関する認可された就学前教育事業者のための報告書」(Ofsted 2011) が定められ、2012年には『法令遵守、査察、執行に関するハンドブック』(Ofsted 2012) が発行された。さらにEYFS2012には初めてSafeguardの条項が加わった。また2012年の「子どもたちの活動を監督する」(Supervision of activity with children) では、就学前教育の子どもの施設の中で、誰がどのように子どもを守るかがマニュアル的に指定されている。2014年には再びEYFSが改訂されSafeguardとWelfareに関して最も多くの変更があった。2016年には「教育現場で子どもを守る」(Keeping Children Safe in Education) が発表された。これは就学後の子どもが対象であるが、EYFSなど就学前教育におけるSafeguard概念の充実が、就学後の子どもについても引き継がれ、文書で示されたものと言えるだろう。

つまり、イギリスの子どもに対するSafeguardの概念は、当初、児童福祉からスタートしたが、さまざまな児童虐待事件を経てECM以降は「すべての子ども」が対象となり、幼保一元化の過程で就学前保育のカリキュラム、法令であるEYFSの中に含まれる大切な概念としてイギリス就学前教育において深く浸透していったのである。

『法令遵守、査察、執行に関するハンドブック』はEYFSやOfstedの監査、前述の「事故報告マニュアル」でも細かく触れられていないチャイルドマインダー、チャイルドケア事業者(5~7歳)、さらには児童養護施設についての法令遵守のためのマニュアルであるが、現在ではOfstedのサイトからもダウンロードできない。『法令遵守、査察、執行に関するハンドブック』の概念は、2015年にOfstedから発表された「幼児教育施設におけるSafeguard監査ガイダンス」(Inspecting safeguarding in early years, education and skills settings ---Guidance for inspectors undertaking inspection under the common inspection framework) 等に引き継がれていると考えられる。これらの新しい文書、および2017年に改訂されたEYFS2017におけるsafeguard概念の分析については、今後の検討課題としたい。

#### 【引用文献一覧】

- ブレイディみかこ・猪熊弘子(2016)「【対談】日本の保育はイギリスに学べ!? [後篇] トニー・ブレアの幼児教育改革について」太田出版、(2016年5月16日取得、<http://www.ohtabooks.com/at-plus/entry/12453/>)
- Department for children, school and families (2008) Statutory Framework for the Early Years Foundation Stage (2014年12月24日取得、<http://www.foundationyears.org.uk/files/2014/04/EYFS-2014-changes1.pdf>)
- Department for Children, School and Families (2010) *Working Together to Safeguarding Children 2010*. P.27、(2016年7月15日取得 <http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20130401151715/https://www.education.gov.uk/publications/eorderingdownload/00305-2010dom-en-v3.pdf>)
- Department for Education UK (2012) Overall Reforms to the 2012 EYFS Framework (2016年1月2日取得、<http://www.foundationyears.org.uk/files/2012/07/Overall-Reforms-to-the-2012-EYFS-Framework.pdf>)
- Department for Education UK (2008) *Statutory Framework for the Early Years Foundation Stage ---Every Child Matters Change for Children*
- Department for Education UK (2012) *Statutory Framework for the Early Years Foundation Stage---Setting the standards for the learning, development and care for children from birth to five*
- Department for Education UK (2014), *Statutory Framework for the Early Years Foundation Stage--Setting the standards for the learning, development and care for children from birth to five*
- Freeman, Michael (1993) =フリーマン「児童保護の原理とプロセス」『児童虐待への挑戦』ロジャース・ヒーヴィー&アッシュ編、福知栄子・中野敏子・田澤あけみ他訳、法律文化社、第9章pp.112-122
- 石黒万里子(2013)「第2章 イギリス」湯川ほか『諸外国(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、ニュージーランド、

- 韓国)の幼児教育施設の教育内容・評価の現状や動向に関する調査および幼児教育の質保証に関する国際比較研究』平成24年度文科省委託 上智大学「幼児教育の改善・充実調査研究」pp.91-103
- 神山裕美 (2013)「子どもの安全保護を推進する地方自治体による多機関連携の研修システム —イングランド・オクスフォード州LSCBの研修プログラムより—」山梨県立大学 人間福祉学部 紀要 Vol. 8 pp.25-36
- 厚生労働省 (2009)「保育施設における事故報告集計」
- 厚生労働省 (2017)『保育所保育指針』(最終取得日2019年12月1日、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160000.pdf>)
- 文部科学省 (2017)『幼稚園教育要領』(最終取得日2019年12月1日、[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afeldfile/2019/09/19/1384661\\_3\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afeldfile/2019/09/19/1384661_3_2.pdf))
- 櫻谷真理子 (2009)「イギリスの児童保護の現状と課題——ビクトリア・クリンピエ、ベビーP事件を基に——」『立命館産業社会論集』第45巻第1号、pp.35-51
- 榑 瑞希子& Hevey, Denis (2016)「保育の質保証制度整備：イギリスOfsted保育監査事業の経験」『児童学研究：聖徳大学児童学研究所紀要』(18) 137-146
- 高妻紳二郎 (2017)「スクール・インスペクション」『英国の教育』日英教育学会編 東信社 p.126
- 埋橋玲子 (2013)「イギリスの就学前ナショナル・カリキュラムについて —— EYFS (2012) にみる到達目標と評価——」同志社女子大学 総合文化研究所紀要 第30巻 pp.152-161
- 埋橋玲子 (2014a)「イギリスの就学前ナショナル・カリキュラムについて (2) ——EYFS (2012) にみる安全基準と福祉——」同志社女子大学現代社会学会『現代社会フォーラム』第10号pp.38-53
- 埋橋玲子 (2014b)「イギリスにおける2歳児を対象とする 無償幼児教育の実施について」同志社女子大学『学術研究年報』第65巻、2014年 pp.13-21
- 山本佳代子 (2013)「保育ソーシャルワークに関する研究動向」山口県立大学学術情報 第6号 (社会福祉学部紀要 通巻第19号) pp.49-59
- 山田 敏 (2007)『イギリス就学前教育・保育の研究——連合王国の詳細な実態及び現在進行中の諸改革の実態の考察——』風間書房

## 【注】

- 2009～2014年までは厚生労働省、2015年以降は内閣府によって発表されている「教育・保育施設等における事故報告集計について」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122201.html>)を元に筆者が集計したデータによれば、2004～2017年までに少なくとも198名の子どもが保育・教育施設において死亡していることがわかっている。私立幼稚園における死亡者数および重大事故件数については調査が行われていないため、すべての就学前の施設における死亡事故に関する正確な統計は存在しない。
- 本稿ではイギリスとはイングランドのことを意味する。
- Oxford Advanced Learner's Dictionary* (オックスフォード現代英英辞典第9版)による。
- National Society for the Prevention of Cruelty to Children, 2020, "NSPCC Learning—Safeguarding and child protection", London, The NSPCC, (2020年1月4日取得, <https://learning.nspcc.org.uk/safeguarding-child-protection/>)
- protectionもsafeguardも日本語では「保護」と訳すことが多いが、本稿ではSafeguardという語に込められた概念そのものを重視するために、「セーフガード」「保護」などの日本語にはせずSafeguardで統一する。
- 保育者の家などで行われる保育。日本の保育ママ、家庭的保育に似た保育。
- Hevey (榑2015)によれば、この1989年児童法は児童養護と保育とでバラバラだった子ども関連法制を改めて「子どもすべて」を対象とする法律に一本化したものであったが、唯一「教育」が除外されたことを指摘している。つまり、この時点においてイギリスの児童政策においては「教育」と「福祉」とが分断されていた。一方、埋橋 (2007)はこの1989年児童法の「パートX」に含まれる「チャイルドマインディングの条件整備」でそれまで把握できずにいたチャイルドマインダーを地方当局の管轄下に置いたことに大きな意味がある、と指摘している。
- Ofstedは、1839年に誕生し1980年代まで続いた勅任視学官 (Her majesty's Inspector :HMI) 以来のスクール・インスペクションの流れを組み、1992年に創設された当時は学校監査機能が中心であった (高妻2017 : 126)
- レーミング卿 (Lord Laming) の名前を取ったこの報告書は、論文によっては「ラミング報告」「ラーミング報告」「レーミング報告」などさまざまな日本語訳があるが、ここでは神山による「レーミング報告」を採用する。
- 「イギリス最大の子ども支援団体のひとつであるAction for Childrenの最高責任者。Action for Childrenは1869年に設立された独立団体で、里親活動などを通して子どもの貧困問題に取り組むため、イギリス全土で六千人のスタッフが8万人の子どもと関わっている。ティックルはそこで、ソーシャルワーカーとして活動してきた経験から、教師ではなく、子どもの利益を保障する視点に立ち、エビデンスに基づいた客観的な報告を心掛けたという」(石黒2012 : 93-94)